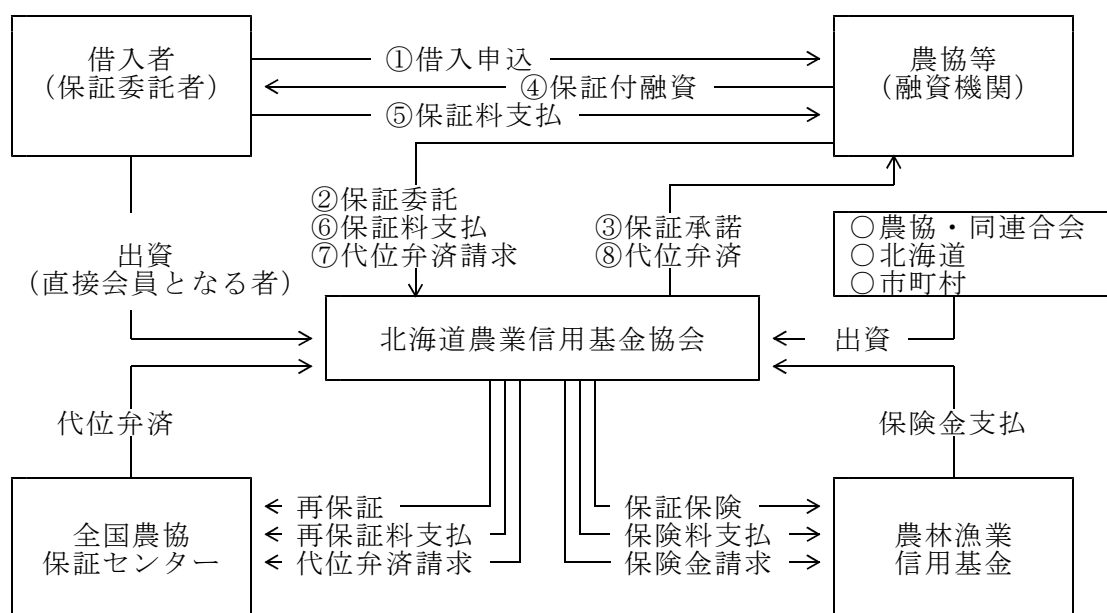


(5) 農業信用保証保険制度

<しくみ>

- この制度は、農業協同組合・信連・農林中金等が、農業者等の事業資金や生活に必要な資金を貸出するに際し、北海道農業信用基金協会が借入者のために保証人になって、資金の借入を容易にしようとする信用補完制度です。
- 保証業務に必要な基金は、農協・同連合会・北海道・市町村からの出資金、北海道・その他の団体等からの交付金、協会の繰入金によってまかなわれています。
- 協会の債務保証によって融資を受けた借入者が、万一計画どおりの返済ができない場合は、協会が借入者に代わって、融資機関に返済金を代位弁済します。協会が代位弁済することによって、融資機関としては債務が返済されるので不良債権がなくなります。
- 協会が代位弁済をした場合、借入者に対する求償権を取得することになります。
- また、協会は代位弁済によるリスク負担を軽減するため、全国機関の農林漁業信用基金や全国農協保証センターに保険や再保証を付すことで、全国的な危険分散が図られる仕組みになっています。



<北海道農業信用基金協会の概要>

設立 昭和37年
 根拠法 農業信用保証保険法
 住所 札幌市中央区北4条西1丁目1番地（北農ビル14階）

<債務保証の対象となる資金と保証料率（令和4年5月～）>

農業経営基盤強化資金	0.35%	（優遇保証料率0.25%）	注：転貸に限る。
青年等就農資金	0.25%		
農業近代化資金	0.30%	（優遇保証料率0.20%）	

*このほか、対象となる資金や保証料率は、協会ホームページ等でご確認ください。